審査基準・標準処理期間

所属名	京都府水産事務所	漁政課	漁港漁場係
内線番号			76

No.	Į	項目	内容	
1	処分名		漁港施設利用の方法、利用料の料率の認可・変更認可	
2	法令名		漁港及び漁場の整備等に関する法律	
3	法令番号		平成25年法律第137号	
4	根拠条項		第38条	
⑤	処分権者		京都府知事(専行先:京都府水産事務所長)	
6	審査基準		・漁港法における漁港の維持管理に係る許認可等の基準(平成13年3月30日付け12水港第4829号水産庁長官通知)別添2の基準によるものとする。 2. 法第38条第1項の規定による漁港施設の利用の方法、利用料の利率の認可・変更の許可基準	
7	経由機関名			
8	協議機関名			
9	標準処理期間		(⑩合計期間)申請のあった日から60日以内	
		経由機関		
		協議機関		
		当該処分機関	京都府知事(専行先:京都府水産事務所長)	
11)	問合せ		京都府水産事務所 漁政課 漁港漁場係(0772-22-4436)	
12	備考		京都府漁港管理規則第2条第1項(4)に定める様式にて申請のこと。	